

# 山梨県公報

第二千四百七十八号

平成二十七年

一月二十二日

木曜日

## 目次

### 告示

- 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示……………四五
- 県営土地改良事業計画の変更(三件)……………四六
- 土地収用事業の認定……………四七
- 道路の供用開始(二件)……………四七
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………四七

## 告示

### 山梨県告示第八号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。  
平成二十七年一月二十二日

山梨県知事 横内 正 明

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等(平成十七年山梨県告示第二二一号の二)の一部を次のように改正する。

本則の表十四の項中「科目別得点」を「学科試験の得点並びに実技試験の試験項目別得点及び合計得点」に改め、同表十五の項記録項目の欄中「同右」を「科目別得点」に改める。

### 附則

この告示は、公布の日から施行する。

### 山梨県告示第九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用す

る同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(農地整備事業「畑地帯担い手支援型」笛吹川左岸地区)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。  
平成二十七年一月二十二日

山梨県知事 横内 正 明

- 一 縦覧書類  
変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間  
平成二十七年一月二十三日から同年二月二十日まで
- 三 縦覧場所  
笛吹市役所
- 四 異議申立期間  
平成二十七年二月二十一日から同年三月七日まで

### 山梨県告示第十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(農地整備事業「畑地帯担い手支援型」大野寺地区)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。  
平成二十七年一月二十二日

山梨県知事 横内 正 明

- 一 縦覧書類  
変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間  
平成二十七年一月二十三日から同年二月二十日まで
- 三 縦覧場所  
笛吹市役所
- 四 異議申立期間  
平成二十七年二月二十一日から同年三月七日まで

### 山梨県告示第十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業・八代地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ  
る。

平成二十七年一月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十七年一月二十三日から同年二月二十日まで

三 縦覧場所

笛吹市役所

四 異議申立期間

平成二十七年二月二十一日から同年三月七日まで

山梨県告示第十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成二十七年一月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 起業者の名称

北杜市

二 事業の種類

小淵沢駅舎改築・駅前広場整備事業

三 起業地

1 収用の部分 北杜市小淵沢町字上庄及び向尾根地内

2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

小淵沢駅舎改築・駅前広場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十二号に掲げる地方公共団体が設置する広場その他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、本件事業の実施に当たり、既に必要な予算措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益

本件事業は、J R小淵沢駅前に駅利用者及び観光客が使用する駐車場、駐輪場、広場等を整備する事業である。

J R小淵沢駅は、明治三十七年に開業し、昭和二十三年の改築を経て現在に至っており、近年では八ヶ岳観光圏における主要な玄関口の一つとしての役割を担っているが、駅前は狭小で大型バスの転回が困難であるとともに、送迎用車両の停車スペースが数台分しかないため、通勤通学の時間帯には、順番待ちや路上での乗降によって駅前及び駅周辺が混雑し、事故の発生のおそれが高い状況になっている。

こうした状況に対応するため、起業者は、平成二十二年度に北杜市小淵沢駅舎・駅前広場整備市民協議会を設置し、駅周辺の整備を検討してきた。

その結果、平成二十三年度には「小淵沢駅舎・駅前広場基本構想」を、平成二十四年度には「小淵沢駅周辺地域活性化計画」を策定し、駅前及び駅周辺における交通混雑の解消、駅利用者の利便性の向上等のため駅周辺の整備を推進していることとした。

本件事業が完成すると送迎車両が駅前広場に安全に進入でき、スムーズな乗降が可能となることから、交通混雑が解消され事故の危険性も大幅に低下する。また、駅前広場に歩道が設置されることから、駅利用者が安全に通行することが可能となるなど、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益

本件事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事中の騒音、振動等が考えられるが、起業者は工事施行に当たっては、低騒音型重機の使用や必要な防塵対策を実施するとともに、周辺住民及び駅利用者に対して十分な周知や安全管理に努めることとしている。

また、起業者が任意に行った文献調査によると、起業地周辺に希少動植物の存在は確認されていない。なお、起業地内に埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

こうしたことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較  
 本件事業の施行位置については、鉄道駅周辺整備という立地の制約の中で、社会的、技術的及び経済的な要件を考慮し検討した結果、本件事業の起業地が最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量  
 (一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の起業地は、鉄道駅周辺整備という立地の制約の中で比較・検討した結果、最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性

駅前及び駅周辺は、通勤通学時及び特急列車が停車する時間帯を中心に送迎車両で混雑しており、通過車両の通行の妨げになっておるとともに、駅利用者も混雑している駅前広場を通行しなければならず、安全管理上の課題が生じている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性  
 本件事業に係る起業地の範囲は、鉄道駅周辺整備という立地の制約の中で、駅利用者の利便性の向上及び安全性の確保並びに地域活性化の観点も考慮に入れて検討し、本件事業において必要とされる敷地の範囲を決定したものであり、適切であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用とすることは合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性  
 以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までのとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所  
 北杜市役所建設部まちづくり推進課

山梨県告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十七年二月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十二日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	市川三郷身 延線	南巨摩郡富士川町駅前通二丁目 字沢ノ戸三六六八番の八地先から	西八代郡市川三郷町黒沢字石切 一八八〇番の一地先まで	一七四七・三	平成二十七年一月二十二日

山梨県告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十七年二月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十二日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	市川三郷富 土川線	南巨摩郡富士川町駅前通二丁目 字沢ノ戸三六六八番の二〇地先から	南巨摩郡富士川町駅前通二丁目 字沢ノ戸四番の二二地先まで	一三三〇・二	平成二十七年一月二十二日

山梨県告示第十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路

の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図面は、山梨県峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年一月二十二日

山梨県知事 横内正明

一 指定の年月日

平成二十七年一月二十二日

二 指定道路の位置

南巨摩郡富士川町最勝寺字廿騎一・一〇番七

三 指定道路の幅員

最大五・〇メートル 最小五・〇三メートル

四 指定道路の延長

二七・〇九メートル